

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 94 号

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「障害者自立支援法第19条第1項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第19条第1項」に、「障害者自立支援法第5条第7項」を「障害者総合支援法第5条第7項」に改める。

第4条本文中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

別表第1京都市成逸老人デイサービスセンターの項中「午前9時から午後5時まで」を「午前8時30分から午後5時30分まで」に改め、同表京都市日ノ岡老人デイサービスセンターの項中「午後5時30分」を「午後5時45分」に改め、同表京都市春日丘老人デイサービスセンターの項中「午後5時」を「午後7時」に改める。

別表第2京都市吉祥院老人デイサービスセンターの項中「年始、12月30日及び同月31日」を「1月1日、同月2日及び12月31日」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)